

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃からA県B市所在のC会社を元請とするD定修工事（以下「本件工事」という。）において鍛冶工として作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、本件工事現場の集塵機室に減速機を運ぶ作業をしていたところ、腰を捻り、痛みを感じたという。

請求人は、同月〇日、E整形外科に受診し「第7胸椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件工事現場での作業が原因であり、業務上の負傷であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、また、本件傷病についても業務に起因するものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められる否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件が労働災害である旨主張するが、労災保険法上、労災補償の対象とされるのは、労働者の負傷、疾病等であり、労災保険法上の労働者とは、決定書理由第2の1で説示している判断の要件(決定書別紙)のとおりである。具体的に労働者と言えるか否かについては、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無(業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無)、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであり、当審査会としてもその考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えことから、以下、当該基準に照らして検討する。

なお、請求人は、本件傷病の受傷当時、Eの労働者であった旨の主張をしているが、他方、請求代理人は、本件公開審理において、請求人はFの労働者である旨を主張しており、請求代理人の主張は、上記請求人の主張と一致するものではないが、これらの主張を踏まえ、請求人がF又はEのいずれかの労働者と言えるか否かを検討する。

ア 仕事の依頼に係る諾否の自由の有無について

請求人は聴取書において、「Eで働いていた人の紹介で、年間30日ぐらいの仕事をもたらっていました。」「仕事がある時に、何日から何日までの仕事があるから来てくれやらんかと言われ、何もないときに行っていました。」と述

べており、請求人は、Eからの業務の依頼に関して諾否の自由を有していたことが認められる。なお、Fからは直接仕事の依頼を受けていなかったものである。

イ 指揮監督の有無について

請求代理人は、意見書において、本件工事現場における作業は、G所長が割り振りを行っており、Eからは作業の指示はない旨述べているが、Fの指示は、一次下請けの責任者として、通常注文者が行う程度の指示にとどまっております。また、Eは、Fから受けた指示を徹底するために、再度、請求人を含むグループの仕事仲間に指示を伝えていたにすぎず、細かい指示はしていなかったことから、請求人に対しF又はEのいずれからも業務遂行上の指揮監督があったとは認められない。

ウ 拘束性の有無について

請求人は、意見書において、本件工事現場における就労時間は午前8時から午後5時までである旨を述べ、請求代理人は、本件公開審理において、午前8時にミーティングがあるのでそれまでには出勤しなければならなかった旨を述べているが、午前8時までに出勤しなければならなかったのは、ミーティングで指示を受ける必要性があったからであり、また、出勤簿のマル印によって出勤日が管理されるのみで実態として勤務時間の管理は全くなされておらず、拘束性があったとみることはできない。

エ 報酬について

グループの世話役であったHは、審理調書において、F等から定修工事等に必要の人手の手配を依頼された場合には、手配に際して、依頼者へ仕事内容、報酬等を伝えた上で依頼していたこと、請求人に仕事を依頼した際も請求人自身の申し出により、日当〇万〇千円としたことを述べている。また、Hは、聴取書において、請求人に支払ったお金は経理上「外注費」として処理している旨を述べており、請求人が賃金と主張する日当については1か月ごとに請求人からEに対し領収証が発行されていることから、労務対償性があるとは言えないものである。なお、請求人は、Fからは何ら報酬を受けていない。

(2) 以上を総合すると、請求人の業務は、F及びEの指揮監督下の労働であったとは認められず、また、報酬の労務対償性も認められない。したがって、請求

人がF及びEとの関係において使用従属関係にあったとは認められず、加えて、請求人の労働者性を肯定する特段の補強要素も認められないことから、当審査会としても請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件工事現場の集塵機室に減速機を運ぶ作業をしていたところ負傷したと主張するものの、請求人の受傷日、受傷態様に係る主張は絶えず変遷しており、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、当審査会としても請求人が主張する災害事実があったものと認めることはできないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、また、本件傷病についても業務上の事由によるものとは認めることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。